

『学校いじめ防止基本方針』

岩手県立軽米高等学校
校長 金 濱 千 明

I はじめに

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、インターネット上の SNS への書き込みや動画の投稿などによる新たな問題によっていじめの問題が発生し、複雑化や潜在化している。こうした中、すべての教職員がいじめの発生する背景を理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校ではいじめの未然防止や早期発見や早期対応についての知識や対応の仕方を理解し、いじめの問題を学校教育の重要な問題として取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を作成した。

教職員一人ひとりがまずは「学校いじめ防止基本方針」を積極的に活用し、すべての生徒が自己有用感を持ち、充実した学校生活を過ごす環境を構築していきたい。

II 本校のいじめ防止基本方針

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、すべての生徒や学校にも起こる可能性がある。そのため、学校と家庭と地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に取り組む事が重要である。

いじめ問題は、学校長を中心に教職員が組織的に取り組まなければならないが、家庭と連携し、地域の協力が必要である。まずは「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止に取り組むことが大事である。しかし、いじめを積極的に発見し、組織で対応し、自死などの重大事案を未然に防止することが一番大事である。また、いじめをうけた生徒だけでなく、いじめを行った生徒に対して心のケアなどの支援を行い、学校と家庭が連携し、再発防止に努めることも大事である。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

【いじめ防止対策推進法第71号】

(2) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりえるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危機を生じさせ得る。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（岩手県いじめ防止等のための基本的な方針より）

Ⅲ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらないクラス・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの生徒にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持たなければならない。そして、生徒たちがお互いの人格を尊重するなどの良好な人間関係を築かせ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 生徒やクラスの様子を知る

ア 教職員の気づき

生徒やクラスの様子を知るためには、生徒の些細な言動や行動から、生徒たちの変化に気づく感性を持たなければならない。

イ 実態把握の方法

いじめ問題を含めた生徒指導の充実を盛り込んだ学校経営計画に基づき生徒たちの心の成長を支援していかななければならない。その支援をいじめ問題の指導の1つと捉え、教職員教の生徒観察だけでは把握しきれない実態を掌握するために生徒や保護者へのアンケートが有効である。

(2) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、生徒が自分自身を価値ある存在と認める自己有用感を育てる取り組みが大切である。

生徒は、教育環境に大きな影響を受ける。生徒にとって、教職員の言動や姿勢は、大きな影響を与える。教職員が授業や学校行事に自主的に取り組ませることが生徒の心を成長させるとともに自己有用感を高め、生徒同士がそれぞれの存在を尊重し、いじめの未然防止につながる。

ア 生徒のまなざしと信頼

生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動によって、生徒の心を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、生徒の良き模範となり、慕われ、信頼されることが求められる。

イ 心の通い合う教職員の協働体制

教育活動を展開していくためには、教職員の協働が不可欠であり、校務について気軽に相談ができる職場の雰囲気が必要である。その結果、いじめ問題をはじめとする様々な問題に組織的に取り組むことが出来るようになる。

ウ 自己有用感を高める学習活動や行事

学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」

や「人の役に立った」という経験が生徒を成長させ、自己有用感が高まる。

(3) 命や人権を尊重し、豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

ア 人権教育の充実

いじめ問題に対しては「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。そのために授業や学校行事などを通して、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むなどの人権意識の高揚を図る必要がある。

イ 道徳教育の充実

いじめ問題は、他人を思いやる心の欠如から発生するものであり、いじめを許さないという道徳心を育てなければならない。そのために、道徳を意識した普段の授業や行事などを行わなければならない。

(4) 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供ししなければならない。そして、家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年通信等による広報活動を積極的に行うことが大切である。

ア 授業参観

- ・「学校へ行こう週間」等を活用し、保護者および地域の方に特別活動の時間を公開する。

e t c

イ クラス通信・学年通信

- ・いじめへの取り組みについてクラス通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかける。

e t c

(5) 校内研修の充実

年1回以上、いじめの未然防止や早期発見のために、校内研修を行う。すべての教職員を対象とし、いじめ問題に対する意識の向上に努める。

IV 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) 教職員のいじめに気づく力を高める

ア 生徒の立場に立つ

一人ひとり一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受けとめ、生徒の立場に立ち、生徒を守るという姿勢が大切である。

イ 生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する生徒に気づき、生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを持つことが必要である。

(2) いじめ発見のきっかけ

ア 教職員の情報共有

高等学校では、担任以外の教職員によるいじめ発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。また、本人からの訴えがあったときの対応が重要になる。

イ 「訴え」への対応

高等学校において生徒本人や保護者からの訴えがあった場合には、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要がある。

(3) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
→ 脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視
→ 刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
→ 暴力
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
→ 暴力、傷害
- オ 金品をたかられる
→ 恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
→ 窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
→ 強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
→ 名誉毀損、侮辱

(4) いじめは発見しにくい

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。
- ・ 無視やメール等客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ・ 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある《カモフラージュ》
- ・ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員によらずに良好な関係を再び築くこともある
- ・ いじめられている本人からの訴えは少ない場合が多い
 - ・ いじめられている生徒には、親に心配をかけたくない、いじめられる自分はダメな人間だ、訴えても大人は信用できない、訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。
- ・ ネット上のいじめは最も見えにくい場合が多い。
 - ・ ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

(5) 早期発見のための手立て

日々の観察 ～教職員による普段の観察～

朝会や授業や学校行事の際に生徒の様子を観察する。「生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。また、普段から相談できる雰囲気を作り出

す。

観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、生徒たちは小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要があることである。

日誌の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

学級日誌などの生徒のコメントに何かしらのサインがあると感じたときには早期に面談を行う。また、必要があれば教育相談や家庭訪問を行うなど迅速に対応する。常に生徒は見守られていると実感し、信頼関係が生まれる。

教育相談（カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒が日頃から気軽に相談できる環境を作ることが重要である。それは、教職員と生徒との信頼関係の上で形成されるものである。また、スクールカウンセラーによる希望する生徒の定期的な相談など、相談体制を整備することが必要である。

いじめの実態アンケート ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

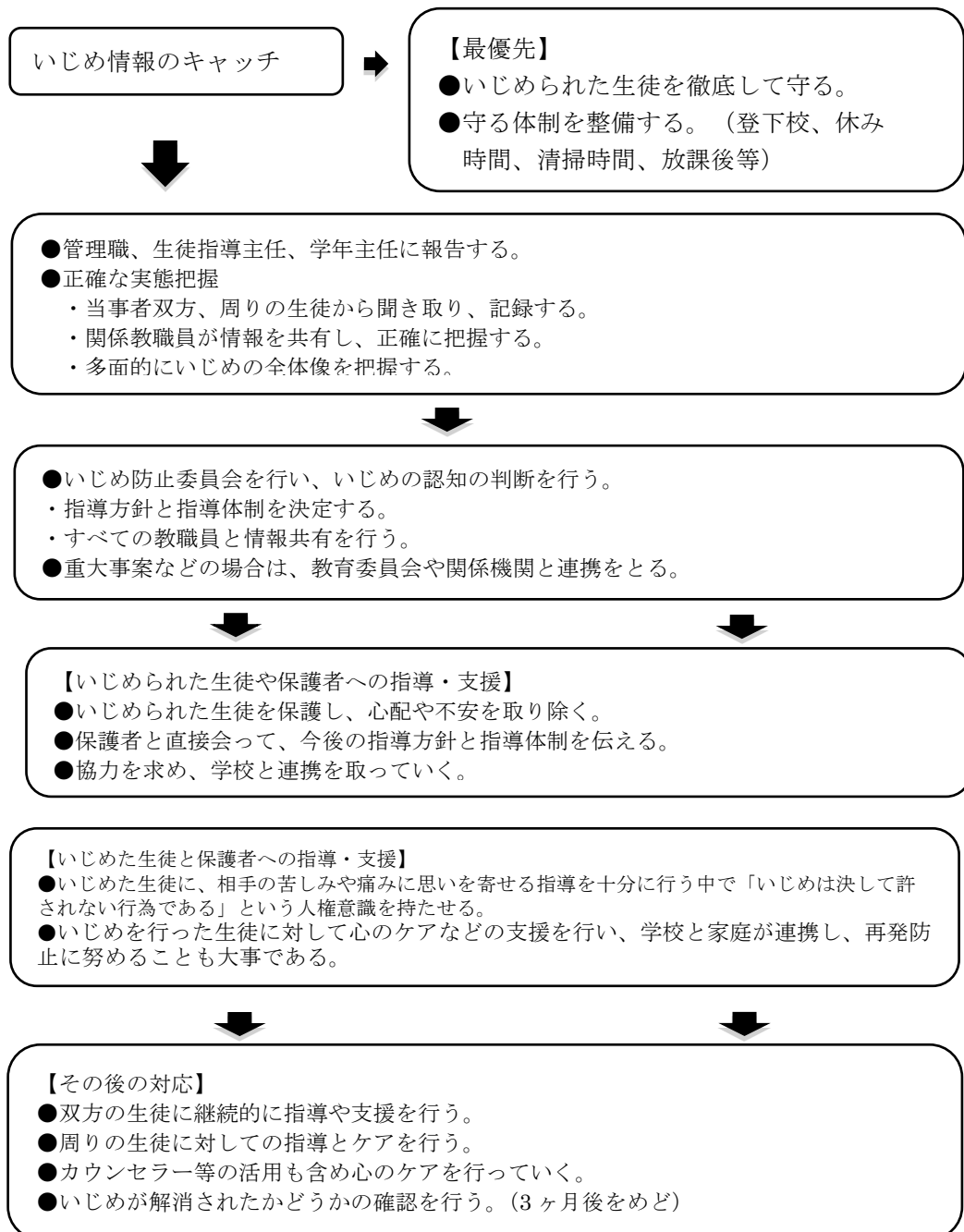
年度内4回以上のアンケートを実態に応じて随時実施する。また、いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。

また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

V いじめ問題への対応

生徒や保護者からのいじめの訴え、いじめの些細な兆候や懸念などのいじめを発見した時は、問題の大きさに関係なく、迅速に適切な対応をおこなう。教職員は、直ちに管理職や生徒指導主任や学年主任に報告を行い、組織で対応を行う。被害者や加害者から聞き取り、状況を正確に把握し、「いじめ防止委員会」で話し合い、いじめの認知を行う。同時に指導体制や指導方針を決めて、組織でいじめ問題の解決を行う。

(1) いじめ対応の基本的流れ



(2) いじめ対応の詳細

明らかにいじめと分かった場合は、その場でいじめを止めさせるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに管理職、生徒指導主任や学年長に連絡する。

ア いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

イ 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為に至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に事実を把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年長・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報(例)

- ◆誰が誰をいじめているのか?【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか?【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか?【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か?
- ◆いつ頃から、どのくらい続けているのか?【期間】

●**要注意**● 生徒の個人情報、その取り扱いに十分注意すること

(3) 被害生徒と加害生徒や周りの生徒たちへの対応

いじめられた生徒に対して

生徒への対応

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。

- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者への対応

- 発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針と指導體制を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝える。

いじめを訴えた保護者から、不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

いじめた生徒に対して

生徒への対応

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景を考慮した上で指導する。
- いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを理解させる。
- いじめを行ったことで不登校などの陥る場合があるので心のケアと道徳心を醸成させる。

保護者への対応

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢で事の重大さを伝え、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の行動や言動の変化や心の成長を図るために、学校と協力して指導を行っていくための具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・これまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

周りの生徒達に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、クラス及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、クラス・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを助長していることを理解させる。
- いじめが行われていることを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた生徒の良さをみつけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた生徒にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめた生徒にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのないクラスづくりへの取組を強化する。

(4) 迅速に対応するために

考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む必要がある。

【考えの転換】

- 学校の雰囲気・・・「私のクラスにはいじめは起こらないだろう」（錯覚）
→ 「いじめはどこでも起こる。気づいてないのかも」
（本質の認識）
- 教職員の意識・・・「もし、クラスでいじめが起こったらどうしよう」
（不安）
→ 「注意深く、クラスの様子を見ていこう」
（積極的な姿勢）
- いじめの兆候・・・「いじめ？ 生徒達で解決させよう」（抱え込み）
→ 「いじめかも？〇〇先生に相談しよう」
（報告・連絡・相談）

VI ネット上のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板やSNSなどに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、相手に精神的な苦痛を与え、いじめをおこなうこと。

子どもたちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、子どもたちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

【ネット上のいじめ】

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ など



匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

- SNSや共有サイトなどの画像や動画から生じたいじめ



掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

※ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

(2) 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底や情報モラル教育の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

保護者に伝えたいこと

【未然防止の観点から】

- 生徒たちのパソコンやスマートフォン等を管理するのは家庭であり、フィルタリングはもちろん、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること

(3) 早期発見のために

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づいた場合には躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

情報モラルに関する指導の際、生徒達に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

(4) 早期発見・早期対応のためには

- ア 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- イ 学校・保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- ウ 被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。※学校非公式サイトでの削除も同様
- エ 指導のポイント（以下のことを生徒に伝え指導を行う）
 - 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり決して許される行為ではないこと。
 - 匿名で書き込みができるが、書き込みをした個人は必ず特定されること。
 - 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

Ⅶ 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき
例えば、○ 生徒が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な障害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 心身性の疾患を発症した場合
- ・ いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会を通じて、県知事に報告する。

生徒や保護者からの申し立てがあったものについては、学校の判断にかかわらず「重大事態」として報告する。

(3) 調査・報告

調査は、学校が主体となっていくが、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に十分でないとき県教育委員会が判断したり、学校の教育活動に支障があると判断されたりした場合は、県教育委員会が主体となっていく。

調査にあたっては、県教育委員会の指導を踏まえて実施する。その際、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう十分に配慮する。

調査結果については、いじめを受けた生徒及びその保護者に情報提供すると共に、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

(4) 調査後の対応

調査した事実関係の確認と共に、すみやかにいじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう環境を整える。必要に応じ、PTSD等へのケアを行う。

いじめた生徒に対しては、いじめをやめさせ、再発の防止に努める。また、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解と協力を求める。

Ⅷ 「いじめ防止委員会」の構成員と内容

(1) 委員会の構成

校長 副校長 生徒指導主事 学年主任 養護教諭
その他校長が必要に応じて指名する職員（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門家を含む）

(2) 業務内容

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取り組み
 - (ア) 年に1回以上の校内研修の実施
 - (イ) 年4回のいじめアンケートの実施といじめ防止委員会の開催
 - (ウ) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂と公開
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った生徒に対する指導
- カ いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携等
- ク その他いじめの防止に係ること

(3) その他

ここに定めるもののほか、委員会の運営などについて必要な事項は、校長が決める。

付則

- 平成26年7月1日制定
- 平成27年4月1日改訂
- 平成28年4月1日改訂
- 平成29年4月1日改訂
- 平成30年5月21日改訂